

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年1月15日（水）午前8時54分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史 睦 君
委員	川 窪 幸 治 君	委員	宮 田 竜 二 君
委員	阿 多 己 清 君	委員	松 元 深 君
委員	池 田 綱 雄 君	委員	厚 地 覺 君
委員	池 田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原 田 美 朗 君

- 5 今回の所管事務調査は次のとおりである。

第32回議員と語るかいで出された意見について（現地調査）

- 6 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時54分」

### ○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、昨年11月14日に国分敷根地区で開催されました第32回議員と語るかいで出された意見について、所管事務調査として現地調査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。現地調査を行いますので、警察署側玄関前に御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 8時55分」

【現地調査（国分敷根地区）】

「再 開 午前11時28分」

### ○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの現地調査について、どのようにいたしましょうか。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 3 0 分」

---

「再 開 午前 1 1 時 4 4 分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今日、現地調査をした9か所とまちづくり計画書で要望が出ている案件との整合性がどうなのかということなどを考えると、所管課に一応、確認をしてみたいと思うわけですが、こういう方向で執行部を呼んではいかがなものでしょうか。そのような対応でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

では、そういう方向で――。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 4 6 分」

---

「再 開 午前 1 1 時 4 6 分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどを皆さんに提案いたしました、執行部を呼んで、聴いてみようかということですが、そういう方向でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。[日程は改めて調整]ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前 1 1 時 5 2 分」

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年1月28日（火）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史 睦 君
委員	川窪 幸 治 君	委員	宮田 竜 二 君
委員	松元 深 君	委員	池田 綱 雄 君
委員	厚地 覺 君	委員	池田 守 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 阿多 己 清 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

新橋 実 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島 博文 君	農林水産部参事兼農政畜産課長	八幡 洋 一 君
耕地課長	塩屋 一成 君	林務水産課長	中馬 聡 君
耕地課課長補佐	川崎 千秋 君	農政畜産課農林水産政策G長	鮫島 政 昭 君
耕地課主幹	谷口 誠 一 君	農政畜産課農政畜産Gサブリーダー	豊田 理 津 子 君
耕地課耕地第2Gサブリーダー	西 和 樹 君		
商工観光部長	武田 繁 博 君	観光課長	寶 徳 太 君
商工振興課主幹	梶 敏 行 君	観光課観光地づくりG長	松崎 義 美 君
観光課観光地づくりG主査	若松 樹 君		
建設部長	猿渡 千 弘 君	建設政策課長	川路 和 幸 君
土木課長	西元 剛 君	建設政策課主幹	笛田 純 一 君
土木課主幹	秋窪 達 郎 君	建設政策課政策G主査	米元 利 貴 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美 朗 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

第32回議員と語るかいで出された意見について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時55分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、当委員会で調査することとなった第32回議員と語りかいで出された意見について、所管事務調査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。まず、若尊鼻の遊歩道の管理状況について、執行部の説明を求めます。

○観光課長（寶徳 太君）

若尊鼻遊歩道の管理状況について御説明いたします。若尊鼻遊歩道につきましては、林務水産課が平成23年度に自然環境保全・活用施設事業により、施工延長1,050mを整備したもので、工事費は4,500万円となっております。平成24年度から観光課が維持管理を行っており、平成30年度の実績で申し上げますと、遊歩道の草払い等の業務委託料が8万7,410円のほか、仮設トイレの年間の維持管理経費が清掃委託料、リース料、汲取り料を合わせまして、年間約30万円となっております。なお、若尊鼻遊歩道は国立公園として指定を受けており、その経緯につきましては、平成24年3月16日に当該地域を含む始良カルデラ部分が国立公園に編入され、それまでの霧島屋久国立公園から屋久島地域が分離し、霧島錦江湾国立公園へ名称が変更となったときに自然公園法に基づく第2種特別地域に指定され、現在に至っております。今後も国立公園に指定されている当該地域の優れた自然の景観を維持しながら、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。また、昨日は風が非常に強かったため、グループ員とともに現地を確認したところ、枝が折れているような所もあり、通行に支障があることが想定されることから、早急に対応していきたいと思います。以上で、若尊鼻遊歩道の管理状況についての説明を終わります。

○委員長（蔵原 勇君）

それでは執行部への質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田綱雄君）

若尊鼻の遊歩道は、観光課で管理しているということでした。草払い等はできていたように思います。これは年に何回ぐらいしているのか。そして、どこがしているのかお尋ねします。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

遊歩道の草払い等につきましては、年に3回程度行っておりまして、シルバー人材センターに業務を委託しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

昨日は風が強かったので、見回りをしたという報告でございました。ここの山手側は、大きな石がゴロゴロしているわけです。大雨のときなどは、いつ落ちてくるか分からない状況にあるのですが、そういうときなどは、市のほうで一応見回りをして、通行止めとかは適宜行っているのかお尋ねします。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

最近で言いますと、平成30年度に台風24号がありました。昨日もでしたが、台風等で災害のおそれがあるような場合には調査を行いまして、必要に応じて立入禁止等の処置を行っているところがございます。

○委員（池田綱雄君）

行っているということでございますが、過去に行ったことがありますか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

最近の状況になりますけれども、今申しあげました平成30年度の台風24号、このときには修繕工事等を行っております。立入禁止等の処置を行いながら、修繕工事を行った状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

今回の調査とは関係ないかもしれませんが、以前から、あそこに栈橋を造って、海釣り公園にしたらどうかという話がちょこちょこあるんですけど、今はそういう計画等は全くないのかどうかお尋ねします。

○観光課長（寶徳 太君）

現在のところ、ございません。

○委員（池田 守君）

平成24年の3月に国立公園に編入されたということですが、国立公園となると何をすることも縛りが大きいと思います。先ほど第2種特別地域に指定されたということでしたが、その辺の説明をお願いします。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

第2種特別地域に指定されております。それに伴いまして各種開発行為等の規制がございます。例えば工作物の新築、改築、木等の伐採等も含めまして、許可基準に照らしての事前の許可制度ということになっております。

○委員（池田 守君）

第2種があるということは、第1種もあると思うのですが、その辺の違いはどうなっていますか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

許可制度に関しましては、例えば特別保護地区になりますと、またその要件等が厳しくなりますけれども、1種、2種、3種、その許可に関わる部分については大きな違いはないものと考えております。

○委員（川窪幸治君）

池田守委員の質問で確認ですが、第2種特別地域に指定され、そこで木の伐採等が許可制になるということです。先日、私たちも見に行ったときに、海側に向けて大きな木が2本ほど倒れていたのですが、地域の皆さんからもそれを切ってほしいというような話も聞いたのですが、

もし切るとなったときには切れるものですか。

○観光課長（寶徳 太君）

先ほどの私の口述の中で、今後、伐採すると申し上げた木につきましては、完全に折れている木で、こちらで伐採しても差し支えないと考えておりますが、海側に向かって生えている、まだ生きている木につきましては当然、許可が必要になってくると考えております。

○委員（松元 深君）

語ろかいで出された意見もありますが、今のところ、観光課においては、ここの整備については何も計画はないということによろしいでしょうか。

○観光課長（寶徳 太君）

先ほど申し上げたとおり、予定はございません。

○副委員長（久保史睦君）

この自然公園法に基づく第2種特別地域という部分で概念を聞いたのですが、この自然公園法の定義というか、あそこを現地調査したときに、石が落ちてきそうな所が何箇所かありました。万が一、あれが落ちてきて、誰かが怪我をした場合、この公園法に基づく第2種特別地域に指定されているということになれば、どこが責任を取る形になりますか。

○観光課長（寶徳 太君）

確かに観光課では遊歩道は管理しておりますが、その上の山の部分の石については民地でございます。今、副委員長が言われましたけれど、それにつきましてちょっと勉強を致しておりますが、今後、その辺につきましても勉強していきたいと考えております。

○副委員長（久保史睦君）

自然公園法というのをよく聞くのですが、民地との責任問題というか、そこらの関連性というのは認識されていらっしゃるでしょうか。

○観光課長（寶徳 太君）

先ほど、事故が起きた場合にはどうするのかという御質問がございましたけれど、そこについてはどういう対応をするのかという事前のリスク管理等は、今のところできていない状況でございます。

○副委員長（久保史睦君）

すばらしい景観で、私たちが行ったときも魚釣りをされている方もいらっしゃいました。特別地域に指定されている公園で、あれだけの危険な状況で、そこらの責任の所在が明確にされていないというのは、果たしてそれでいいのかなと非常に疑問を感じるところでございます。しかも、国からの指定となると、そういうところはかなりシビアになってくると。そういう事例でもめているところも非常に多いですので、しっかり認識を確認していただきたいと思っております。

○観光課長（寶徳 太君）

言われたことにつきましては、こちらでも勉強をしてまいりたいと考えております。

○委員（宮田竜二君）

仮設トイレの件ですけれども、先ほど、この若尊鼻については、今のところ手を入れる考えはないということであったのですけれども、使用頻度の問題もあるとは思いますが、国立公園ですし、仮設ではないちゃんとしたトイレを造るという考えはないでしょうか。

○観光課長（寶徳 太君）

そのような声があることも承知いたしておりますが、現在のところは仮設で対応させていただきたいと思っているところでございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時10分」

「再開 午前10時18分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、国分敷根地区排水対策について、資料に基づき説明をお願いします。

○耕地課長（塩屋一成君）

敷根地区の排水についてでございます。この地区につきましては、これまで浸水被害の報告を受けていないことから、市と致しましても浸水状況について確認していない状況でございます。お手元の図面に沿って説明いたします。中央右よりの1番の所に直径80cmのヒューム管が設置されております。その上流側、右側の田んぼの所ですけれども、ここには30cmのU字溝が入っております。それとその下流になりまして、1番の下に縦に赤い矢印を入れていますが、ここには直径30cmの塩ビ管が布設されて、そこから国道沿いに青い矢印で90cm断面の開渠が設置されている状況でございます。この1番の国道横断については底版に15cm程度の堆積土砂がある状況でございました。次に、2番の所ですけれども、国道沿いに右側に1m×50cmの水路が通っておりまして、その2番の所で国道を横断しています赤い矢印の所が、直径30cmの塩ビ管が布設されている状況です。それから国道をずっと南側にいきまして、途中から鎌田建設の北側を検校川まで水路が通っている状況でございました。この2点につきましては、まちづくり計画書に掲載されていないことから、今後はまず、大雨のときの現況を見て確認をしたいということもでございます。それと地域の皆様におかれましては、まちづくり事業実施計画で提出する際に、その中で優先順位を決めて要望していただければというように考えております。

○委員長（蔵原 勇君）

それでは執行部への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（久保史睦君）

検校川の所が落とし所になっていると思うんです。工事過程でここがE Pになってくると思うんです。B Pがどこかちょっと分からないですけど、落とし所までの勾配というか高低差はどれくらいあるのですか。

○耕地課長（塩屋一成君）

この勾配については、測量を行っていない状況でございます。

○副委員長（久保史睦君）

どれぐらいの勾配で落としているかということは、工事をしたときの資料で分かるんですよ。何年ぐらい前の工事か分からないですけど、最初でどれぐらいの勾配角を付けているのかなと気になったのですが。

○耕地課長（塩屋一成君）

図面の1番から鎌田建設の周りを国道沿いに入っている水路があると思うんですけども、これは多分、国道でされた部分ではないかなと考えております。それと1番の下の赤の矢印ですけども、もともと、鎌田建設の敷地は全て田んぼでございましたので、多分ここに土水路か何か入っていたのを造成したときに自費施工で暗渠に変えたのではないかと建設業者のほうから聴いておりますけれども、工事をされたのが30年以上前ということでしたので、どこがしたということは、はっきり確認が取れていない状況でございます。

○副委員長（久保史睦君）

この地域の排水対策というのは、この勾配が非常に大きく関連をしているところですので、そのときの状況とまた違うでしょうから、分からなかったら結構ですが、もし分かったら教えていただければと思います。

○委員（松元 深君）

1番の所で土砂が15cm位堆積しているということですが、この暗渠の管理は市がするものなのか、国がしないといけないのか、その辺りのすみ分けはされていますか。

○耕地課長（塩屋一成君）

この1番の所の上流のほうの道路は里道ですので、耕地課で管理しています。ただ、この暗渠から下の部分については、これまで問題もなく、耕地課で所管しているという状況ではございません。

○委員（松元 深君）

この前の現地調査で、1番の所から北東に向かっている田んぼの側溝が詰まって、この田んぼが冠水するという話を聞いたのですが、その辺りの被害届も全く出ていないということをお先ほど言われました。そういうことで計画も調査もしたことがないということですが、今後、その辺りについては、まちづくり委員会からも上げてもらいながら調査してほしいと考えているので、お願いしたいと思います。

○耕地課長（塩屋一成君）

雨がいつ降るか分かりませんが、特に梅雨時期だと思いますので、私どもも梅雨時期に確認を致



しまして、まちづくり計画と平行して、要望に応えられるようにと考えております。

○委員（池田綱雄君）

現地を見て、この件については国道の建設当時からすると、田んぼも埋め立てられて人家も増えて工場等も増えているというようなことから、排水がうまくいかなかったとっております。この図面を見れば、上流側は大きな暗渠が来ていて、国道はたった30cmで横断をしていると。もう一方も80cmで国道を横断しているけれど、途中で30cmの暗渠になっているということで、いろいろと盛土をするたびに断面がおかしくなっているように思います。それと、この検校川への排水の所は招き扉かなと思うのですが、検校川が増水すれば、恐らく排水は利かない構造ではないかなと思います。耕地課のほうも雨の時期に調査をしたことがないという話でしたけれど、今後、地区の皆さんもですが、国土交通省も一緒に、この図面で説明をして、抜本的に見直すべきだと思います。それと地区に対しては、先ほどもありましたまちづくり計画にも掲載していたほうがいいのではないかなと思います。いずれにしても、梅雨時期でもいいし、その前でも国土交通省を呼んで、現地で検討会をするべきだと思います。

○耕地課長（塩屋一成君）

敷根地区のこの地域は、海に近くて、地盤自体の高低差が特に少ない地域だと考えております。そのようなことから、池田綱雄委員が言われたとおり、招き扉が大潮の満潮のときなどには影響するのではないかと考えております。まずは、その辺の調査から始めていきたいと考えております。

○副委員長（久保史睦君）

検校川の所に2か所の水門みたいなものがありますけれど、これの管理は、どこがどれくらいのペースでされているのか分かりますか。

○耕地課主幹（谷口誠一君）

定期的に管理をしている施設ではありません。例えば地域からの要望であったり、腐食による老朽化であったり、そういう情報が入ったときに見に行き把握をしている施設になると思います。

○耕地課課長補佐（川崎千秋君）

この部分につきましては、先ほど話があったとおり、国道の開設との関係もあり、その排水等を兼ねているのではないかなと思われます。このゲートの部分や排水路の部分の実際の管理自体がどこなのか、それ自体がはっきりしておりませんので、測量もなんですけれども、まずどこが管理をするべきなのか、その辺をこちらで調査させてもらって、その関係部署がはっきり分かれば、そこを協議を進めていきたいと思っております。

○副委員長（久保史睦君）

地元の方というのは何か起こったときのことを心配するわけであって、水門がいざというときに機能しなかったら、それこそ大問題です。今まで何もなかったから特にその責任の所在が明確にされていなかったと。恐らく、今まで長い間、確認はしなかったということで認識していいですか。

○耕地課長（塩屋一成君）

今までは、ここの定期的な点検とか管理は行っていないということです。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時33分」

「再開 午前10時37分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、国分敷根地区の新設道路の進捗状況について、執行部の説明を求めます。

○土木課長（西元 剛君）

土木課で計画している（仮称）敷根28号線の道路整備につきましては、平成28年度より地域まちづくり実施計画書に掲載され、同年度には地元住民からの要望書も提出されました。平成29年度には、本道路の整備に係る一部の土地の寄附採納を受け、平成30年度には国道220号から法円寺までの66m区間について実施設計を行いました。今年度は用地取得を予定しており、現在、契約締結に向けて進めているところです。事業完了は、来年度の令和2年度を予定しています。

○委員長（蔵原 勇君）

それでは執行部への質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

道路は令和2年度には出来るということですが、この前の現地調査の際に、排水の件も言われました。国道の下を通って海に排水できないだろうかということでした。国への要望もあると思うのですが、そういう計画については、どのようなお考えか伺います。

○土木課長（西元 剛君）

出水期の状況を今後確認していきながら、その必要性や緊急性は検討していきたいと思っております。現地も一応は確認しておりますけれども、排水路を計画するとなると、やはり排水路の断面を確定するための再調査、委託等も必要になります。また、国道横断もありますので、国道協議があります。それと海岸への排水もありますので、海岸協議等も必要になってまいります。来年度の事業完了ということでございますので、今の事業に付随して出来るかという、ちょっと困難なところがあるかと思えます。

○委員（池田綱雄君）

今の質疑に関連ですけれど、新設道路には排水路を入れるわけです。そうすると、恐らく大量の排水が流れてきて、国道の側溝の水がはけないのではないかと思います。当然、国道を横断して海まで持っていくべきだと私は思うのですけれど、その辺の検討はされなかったのかお尋ねします。

○土木課長（西元 剛君）

国道協議で国道排水の協議はもちろんしているところでございます。流域自体は変わっていませんので、既設の排水路はそこまで変わるものではないですけれども、国道への排水をそれ以上に流すことは、今の断面ではなかなか難しいと思いますので、横断部のちょうど真ん中の所に交差点があります。その交差点の東側のほうに新たな排水路もありますので、そこまでつなげば排水も可能かということで、現地で調査をしているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

そういう様子を見て、その後、計画されることもいいでしょうけれど、せっかく道路を計画するわけだから、あとあと排水ができなくなったという苦情が来ないように、この際、できれば一緒にしてもらえばいいなと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時43分」

「再開 午前10時46分」

## △ 自由討議

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

国分敷根地区の排水対策についてですが、これについては耕地課としても現状を把握していないというような説明がありました。国道を新設するとき、もっと大きな断面のものを入れるべきではなかったかと思います。そこで、その当時と現状が変わってきておりますので、市と地域と国道の三者で、十分調査をしてもらいたいと思います。

○委員（川窪幸治君）

今、池田綱雄委員からもありましたとおり、敷根地区の排水についても、当時は、住宅が少なかったことから、管なども小さいものでも大丈夫だろうというようなことであり、現在に至っては、住宅が増えてきているというところに原因があるのかなと考えています。住民の皆さんからもありましたが、山のほうからも、局地的な雨で増水する所もあるようです。現在のところ、執行部側も把握をされていないということでしたので、またしっかり調査をしていただいて、今後、対応していただければと思っております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時50分」

「再開 午前10時51分」

#### △ 委員長報告について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、本日行いました第32回議員と語りかいで出された意見についての所管事務調査に係る委員長報告について協議をします。どのようにいたしましょうか。

○委員（松元 深君）

議員と語りかいで出された意見ということで、広報広聴常任委員会が所管である議会だよりに掲載するのは当然であると思います。書面での配布はすべきだと思うのですが、全員協議会での報告で結構かと私は思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまありましたとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは議会だより及び全員協議会で報告をすることと致します。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

それでは、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（松元 深君）

本日の委員会での質疑応答等をまとめた上で、自由討議でありました内容もしっかりと報告をしていただければ十分かと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（蔵原 勇君）

それでは、そのようにさせていただくこととして、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時54分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵 原 勇